第17号議案

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市厚生会館条例(平成17年亀岡市条例第35号)の一部を 改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山 正隆

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例

亀岡市厚生会館条例(平成17年亀岡市条例第35号)の一部を 次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」 を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用の許可」を「、使 用の許可」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

厚生会館の使用料は、別表第1に掲げる額とする。

第11条第2項を次のように改める。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

第15条中「き損」を「毀損」に改める。

Γ

円 700	円 800	円 1, 000	円 2, 500
700	800	1,000	2, 500
300	400	500	1, 200
300	400	500	1, 200
400	500	600	1, 500

を

Γ

円 750	円 860	円 1, 080	円 2, 700
750	860	1, 080	2,700
320	430	540	1, 290
320	430	540	1, 290
430	540	640	1,620

に改める。

別表第 2 中 「 円 を 「 2 1 , 6 0 0 円」に改める。 2 0 , 0 0 0 $_{
m J}$

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市厚生会館条例の規定は、平成 26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から 適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料について は、なお従前の例による。

亀岡市厚生会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市厚生会館の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、 この条例の施行前に許可を受けた使用料及び目的外使用料につい ては、なお従前の例によること。